

立川市立第一小学校

いじめ防止基本方針

基本的な考え方

学校一丸となって取り組む

- 教員の指導力の向上と組織的対応
- ・いじめ対策委員会の設置
- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・「いじめ発見チェックシート」の活用
- ・いじめ問題研修会の実施

被害の児童を守る

- 児童の声を確実に受け止め、児童を守り通す
- ・いじめ相談窓口の設定
- ・スクールカウンセラーによる5年生の全員面接
- ・いじめ実態調査の実施
- ・被害児童に対するスクールカウンセラーによるケア
- ・加害児童に対する組織的な指導等

周囲の児童に働きかける

- いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学級づくり
- ・弁護士等を活用した「いじめ問題授業」
- ・「いじめ防止カード」の活用
- ・児童会による取り組み

社会総がかりで取り組む

- 保護者、地域、関係機関との連携
- ・学校サポートチームの設置
- ・スクールソーシャルワーカー等を活用した家庭への働きかけ
- ・学校だよりや保護者会における啓発
- ・PTA研修会の実施
- ・登下校や地域の見守り活動の充実

未然防止

- 教員の指導力の向上
- ・いじめ防止のための教員研修
- 組織的対応
- ・いじめ対策委員会(校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、民生児童委員、関係学年主任、学級担任等)
- いじめを見てみぬふりをしないための取組
- ・いじめに関する授業(道徳、特別活動)の実施
- ・弁護士を活用した「いじめ問題授業」の実施
- ・「いじめ防止カード」の活用

早期発見

- いじめの「見える化」
- ・スクールカウンセラーや学級担任による全員面接の実施
- ・「いじめ発見チェックシート」の活用
- ・スクールカウンセラーによる「いじめ相談窓口」の設置
- いじめ対策委員会
- ・児童の記録とファイリング
- ・「ふれあい月間」調査結果等の分析と記録

早期対応

- いじめ対策委員会
- ・対応方針の決定と役割分担
- ・市教育委員会への報告、関係機関への協力要請
- 被害児童への対応
- ・複数の教員による声かけや見守り
- ・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによるケア
- 加害児童への対応
- ・組織を生かした指導等
- ・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによるケア
- いじめを告発した児童への対応
- ・加害児童からの仕返しを防ぐための安全策
- ・複数の教員等による声かけや見守り
- 保護者等との連携
- ・保護者会の開催
- ・PTAとの連携

重大事態への対処

- 被害児童の保護とケア
- ・複数の教員等によるマンツーマンのケア
- ・スクールカウンセラーによりケア
- ・ソーシャルワーカーによる被害児童家庭への働きかけ
- 加害児童への働きかけ
- ・被害児童との隔離等→別室指導等
- ・スクールカウンセラーによりケア
- ・ソーシャルワーカーによる加害児童家庭への働きかけ
- ・懲戒や出席停止の措置
- 関係機関との連携
- ・教育委員会への報告
- ・外部関係機関(警察、児童相談所、民生児童委員、教育委員会等)への支援要請
- ・都教育委員会「いじめ問題解決支援チーム」の活用
- 保護者、地域との連携
- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・PTAとの連携
- ・民生児童委員との連携
- いじめ防止対策推進法に基づく対応
- ・第28条→重大事態調査委員会の設置
- ・第30条→地方公共団体の長による再調査

第一小学校 いじめ防止クレド

いじめは、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものである。とりわけ、子どもの尊い命が失われるようなことは決してあってはならない。私たちは、いじめはどの学校でもどの学級でも起こりうるという認識をもち、いじめ撲滅に全力で取り組む。